国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成28年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成 28 年６月 10 日

農林水産大臣　森山　**裕**

記

国営猿ケ石川土地改良事業（農業用用排水）

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成28年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成 28 年６月 10 日

農林水産大臣　森山　**裕**

記

国営米沢平野二期土地改良事業(農業用用排水)

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成28年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成 28 年６月 10 日

農林水産大臣　森山　**裕**

記

国営岡山南部土地改良事業（農業用用排水）

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年６月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年５月13日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三菱電線工業株式会社　本間　久義　東京都千代田区丸の内３－４－１　国土交通大臣許可（般－23）第119号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年４月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年６月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年５月13日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　扶桑電機株式会社　鬼嶋　一司　神奈川県横浜市港北区新横浜２－12－８　国土交通大臣許可（特－24）第977号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年４月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年６月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年５月13日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　トピー工業株式会社　藤井　康雄　東京都品川区大崎１－２－２　国土交通大臣許可（特－27）第4544号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年４月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年６月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年５月13日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ゼンテック　齋藤　勝茂　東京都足立区千住中居町28－５　ＳＮ千住ビル　国土交通大臣許可（特－23）第19233号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年４月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年６月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年５月13日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三菱重工エンジンシステム株式会社　古賀　義秋　東京都品川区西五反田３－６－21　国土交通大臣許可（特－26）第20711号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年４月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年６月 10 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年５月13日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　菱商テクノ株式会社　家田　和廣　東京都豊島区東池袋３－15－15　国土交通大臣許可（特－25）第22832号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成28年４月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２８年（家）第９０１７号

秋田県湯沢市字祝田141番地１

申立人　大山幸太郎

本籍秋田県横手市十文字町睦合字川前309番地３、最後の住所秋田県横手市十文字町睦合字川前309番地３、死亡の場所秋田県横手市、死亡年月日平成23年９月以下不詳、出生の場所秋田県平鹿郡睦合村、出生年月日昭和27年５月17日、職業無職

被相続人　亡　土谷　重友

催告期間満了日　平成28年12月20日

秋田家庭裁判所横手支部

平成２８年（家）第７０８６２号

東京都千代田区内幸町１丁目２番２号日比谷ダイビル６階潮見坂綜合法律事務所

申立人　阿南　　剛

本籍東京都新宿区新宿１丁目10番地、最後の住所東京都練馬区立野町11番32号、死亡の場所東京都港区、死亡年月日平成24年７月17日、出生の場所朝鮮京城府、出生年月日昭和11年12月10日、職業弁護士

被相続人　亡　伊藤　**芳**生

催告期間満了日　平成28年12月28日

東京家庭裁判所